

障害者の働く権利が問われている消費税更正請求

NO.1

昨年5月、ゆたか福祉会は毎年納めている消費税の一部還付を求める申請を税務署に対し行いました。このことをめぐり、税務署との間で、再調査申請や仲間達の請願運動の動きが作られています。今回から3回にわたり、その経緯や問題点について報告します。

税務署に対し5年前の消費税の修正を求め更正請求

ゆたか福祉会は、5年前に誤って納付していた消費税の還付を求めて、2019年5月に税の更正請求を行いました。(5年より以前は時効で請求ができない為)

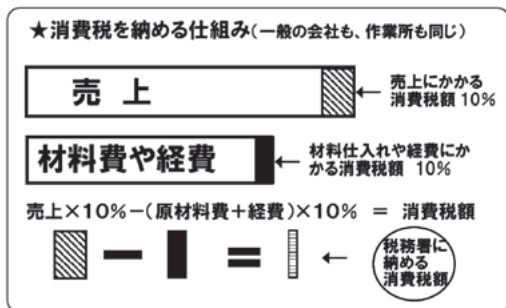
この誤って納付した消費税額は、ゆたか福祉会の作業所(就労継続B型事業所・生活介護事業所)で働いている障害のある仲間の「工賃」を消費税控除の対象にしていなかった差額です。本来は彼らに「工賃」として支給されるべき金額であるという判断に基づき、税が還付されれば、その金額を仲間たち本人に返すことを目的に更正請求を行いました。

消費税の納付については、既に2017年度の納付分から2年間は、誤りを正して「工賃」を消費税控除の対象として計算し納付していたので、この申請は当然認められると考えていました。

消費税を納める仕組み

消費税は、一般の会社はもちろん個人の商店でも、年間売上が1千万円を超える事業所は消費者に代わって、消費税を納付する義務が生じます。ゆたか福祉会でも就労事業(就労継続A型、同B型、就労移行支援、生活介護)を行っている事業所は、消費税を毎年5月に申告し納付しています。

消費税の計算は、売上に対する消費税額から原材料の仕入れや経費などに掛かる消費税額を差引いた残りを納めるという仕組みです。計算式は売上×10%-(材料費+経費)×10%となり、簡易課税か本則課税か計算方法に違いはあっても、先の計算方法が基本的な考え方です。(図参照)



仲間の工賃を消費税控除の対象として認めなかった税務署の対応

ところが、10月15日付けで熱田税務署長から、「ゆたか福祉会が申請した更正請求は認めない」という通知が届きました。

その理由として書かれていたのは次のような内容でした。(要点)

- ①作業所(就労継続B型・生活介護)で働いている障害者は、福祉サービスの対象者であり、作業所で障害者たちが行っている行為(生産活動)は、

障害福祉サービスの一環で行っているもので、仕事とは認められない。(役務の提供ではない)

②したがって、作業所が障害者に「工賃」として支払っているのは「役務の提供に対する対価」ではない為、消費税控除(経費として差引く)の対象とはならず、ゆたか福祉会から更正請求された金額の還付はできない。

仲間たちの働く権利を認めてほしい

ゆたか福祉会の各事業所では、工賃を仲間たちの仕事の対価として支払っています。作業所で仲間たちが働いていること、働く権利を否定するような熱田税務署のこの決定を当然、認めることはできません。

特に就労継続B型事業所では、工賃向上計画が国からも求められ、事業所全体で工賃の引上げに努力をしているところです。

1月10日には法人として熱田税務署に対し、更正請求について再調査の申請を行いました。また、仲間たちも「この決定には納得ができない」と、学習会を開きながら請願運動にも取り組んでいます。

理事 宇川賢彦

障害者の働く権利が問われている消費税更正請求

NO.2

今回は消費税更正請求についての2回目の連載です。前号(3月号)では、法人として5年前にさかのぼって消費税還付の請求(更正請求)を行った理由と、税務署からの回答、その後の再調査請求と請願運動について報告をしました。今月号では、福祉事業と消費税の関係について解説を加えながら、この問題を考えていきたいと思います。

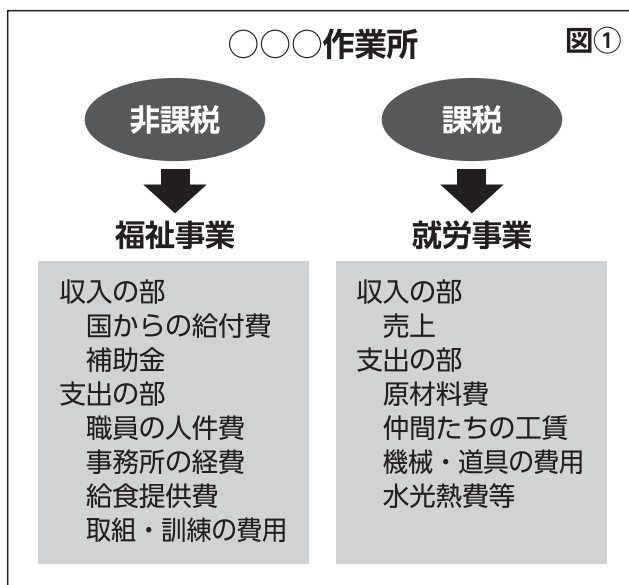
福祉事業は消費税非課税の事業

消費税は物やサービスなどの取引行為に対して課される税金です。そして一定の取引行為に対しては、消費税を課税しないという「非課税規定」があります。内容も土地売買のように消費税の性格に馴染まないものと、政策的に非課税としているものに分かれます。社会保険医療や学校教育等とともに、社会福祉事業は政策的に非課税事業という扱いになっています。

社会福祉事業には、児童・高齢・障害など幅広い分野がありますが、障害者福祉の就労系事業である「就労継続支援A型事業」「就労継続支援B事業」「就労移行支援事業」「生活介護事業」は、非課税事業ではなく消費税課税の対象となっています。

就労支援事業は福祉事業であっても消費税は課税・・・その理由

何故なのか。それは就労系事業が、障害者自らが商品の製造販売を行ったり、サービスの提供を行い、その対価として報酬を受け取り、売上として収入を得ている事業であるという理由からです。就労系事業は「福祉事業でありながら、一般の会社と同じ活動を行っている」という2つの面を持っています。例えば作業所の仲間たちが職員のような支援を受けながら、パンの製造販売や清掃事業を行っている姿を想像すれば理解できると思います。福祉事業でも特殊な形態のこれらの事業に対する消費税の考え方がどのようになっていくのか、図①で説明します。



このように福祉事業と就労事業の部分を明確に分けて課税しています。1つの事業所の活動を、仲間たちを支援するスタッフの人件費や管理的な経費部分Ⅱ「福祉事業」と、原

材料の仕入れや製造販売に係る経費、仲間たちの工賃や給料部分Ⅱ「就労事業」に分けています。

収入の部分も福祉事業は国からの給付費や補助金、就労事業は就労の活動で得られた売上としています。そして消費税を課税するのは「就労事業の部分だけ」と整理されています。

賃金と工賃の違いについて

私たちの作業所で働いている仲間たちには、金額の差はあっても働いた実績に基づいて給料を支払っています。これは先に紹介したなどの事業の利用者であっても支払う行為は同じです。

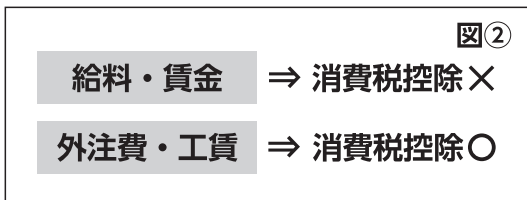
ただ制度上、就労継続支援A型事業で働いている仲間たちの場合は、「雇用契約を結んで働く制度なので「賃金」、それ以外の制度を利用して働く仲間たちは雇用契約を結ばないため「工賃」として受け取るという扱いになっています。このことは所得税法上でも違いがあり、A型事業の仲間の「賃金」は給与所得として源泉徴収の対象、それ以外の仲間の「工賃」は雑所得という考え方になっています。

消費税上はどうか。一般の会社の例をとると、図②のように従業員に支払う給与は消費税控除の対象外、外注先への支払いや内職の

方への「工賃」は消費税の仕入れ控除対象となります。

前号で説明した、ゆたか福祉会が税務署に対して更正請求を行った主旨は、この仲間たちに支払っている「工賃」の額を「仕入れ控除」として再計算をし、還付し「欲し」とするものです。

税務署の判断は、「工賃」の支払いが福祉事業の範囲であるという理由付けを行い、「工賃」は「役務の提供」に対する対価ではないとして、私たちの還付請求を退けたものです。



障害者の働く権利が問われている消費税更正請求

NO.3

4月号に続き消費税更正請求について3回目(最終回)の連載です。ちょうどこの記事の準備をしている時に、私達が再調査の申請を行った結果について、決定通知が送られてきました。予想はしていたものの私達の主張は認められず、4月27日にはこの決定を不服として、国税不服審判所に審査請求を行いました。国税不服審判の詳細については、また別の機会にご報告する予定です。今回は、もう一度税務署の主張の不当性について、整理をしておきたいと思います。

私達が5年前にさかのぼって、消費税の更正請求(還付請求)をした理由。

連載第1回目で報告したように、私達が昨年5月に行った更正請求は、5年前に納付した消費税額の修正をして、差額の還付を求める内容でした。(それ以前は時効が成立し請求できない為)

修正を求めたのは、各作業所が障害のある仲間たちに支給している「工賃」を、消費税の仕入控除の対象にしてほしいというものでした。5年前の申告は控除対象にしていなかったため、その結果消費税を多く納付していたのです。私達がさかのぼって請求した理由は「工賃」についての消費税の修正なので、認められて差額分の税が還付されれば、その金額を仲間たち本人に返すことを目的としていました。

仲間たちの「工賃」の扱いが争点となっている。

5月に行った私達の更正請求に対して、このことを認めなかった熱田税務署の通知書に記載されていた理由は以下の通りです。今回は、できるだけ通知書の原文を引用しながら解説をします。

原文より

貴法人は：工賃について、当課税期間の課税仕入れに係る支払い対価の額に該当するとして更正の請求をしています。(解説Ⅱ あなたの法人は、工賃を課税仕入れにあたるとして修正を求めています。)

しかしながら。貴法人の行う本件各事業のうち、就労継続支援B型事業については、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難であ

る者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うものであり、生活介護事業については、：(解説Ⅱ線)で強調してある文章は、障害者総合支援法の条文を引用している箇所：就労継続支援B型の事業の説明)

そして、結論付けとして

本件各事業は、：上記の各目的に従って本件利用者に対し様々なサービスを提供するとともに、サービスの一環である生産活動の機会の提供を行い、当該活動に係る事業の収入から当該活動に係る必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うことが認められます。

以上のことから、貴法人が本件利用者から支払った本件工賃は、本件利用者から役務の提供を受けたことによる対価とは認めら

れず、消費税上の課税取引に該当しないため当該更正請求について、その更正をすべき理由があるとは認められません。

以上の通知書(原文)の要点を改めて整理すると
 ①ゆたか福祉会は、仲間たちに支払った工賃を課税仕入れとして扱い、消費税額の再計算するよう求めている。

②ゆたか福祉会が行っている事業の内「就労継続支援B型事業」は障害者総合支援法に基づき、一般の会社などで働くことが困難な人たちに、就労の機会、生産活動の機会、その他の訓練や支援を行っている事業であり、それらの機会の提供や支援を福祉サービスとして行い、そのサービスの一環として行っている生産活動では、国の指針に従って工賃を支払っていることを認める。

③但し、就労の機会の提供、生産活動の機会の提供は福祉サービスの範囲で行っている活動の為、利用者(仲間たち)の工賃は「役務の提供」に対する対価としては認めることができない。したがって消費税上の課税取引ではないから請求は退ける。…という内容です。

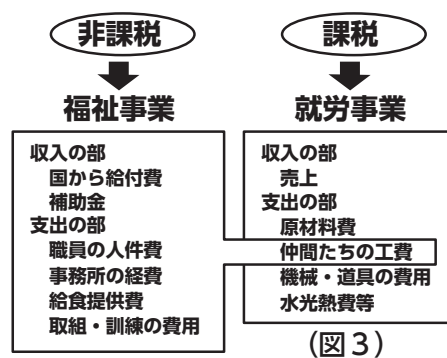
福祉事業と就労事業の区別を無視した税務署の主張

前回4月の記事で解説したように、社会福祉事業全般は消費税非課税の事業です。但し

就労系の事業は特例で課税の事業となっております。その課税の仕組みは「福祉事業」と「就労事業」を会計上分けて処理し、「就労事業」のみを消費税課税の対象としています。税務署の主張の誤りは「生産活動の機会の提供が福祉サービスの一環の活動」だととして、売上には消費税を掛けておきながら、仲間たちの工賃の部分だけを抜き出して課税取引ではないと主張していることです。4月に掲載した図を載せていますので、見れば理解して頂けると思いますが。(図3参照)

仲間たちの仕事は社会の役に立っていないのか?

もうひとつ税務署の主張で理解できないのは、仲間たちが行っている仕事を「役務の提供」ではないと言い切っていることです。「役務の提供」とは具体的に何を指すのか?消費税に関する国税庁のホームページでは次の通り解説しています。



「No.6153 役務の提供の具体例」として

有償で行われる取引であれば、商品の販売や資産の貸付けだけでなく、役務つまりサービスの提供も消費税の課税対象になります。この場合のサービスの提供とは、土木工事、加工、修繕、清掃、クリーニング、運送、通信、保管、印刷、広告、仲介、興行、宿泊、飲食、技術援助、情報の提供、便益、出演、著述など、サービスと考えられるものすべてについて対価を得て行うことをいいます。

我々関係者であれば、仲間たちの仕事は「役務の提供」以外にないと、誰もが否定しない内容です。

請願署名に取り組んだ仲間の自治会、また仲間たち自身が一番憤りを感じていたのは、このことについてなのです。この問題は税の問題ではあるが「仲間たちの働く権利が問われている」ということを、改めてお伝えしたいと思います。現在、論戦の場は「国税不服審判所」に移っています。今後も経過や我々の取組など、皆さんに発信をして行く予定にしています。引続きのご支援、ご協力をお願いします。

仲間たちの工賃に係る消費税の更正請求訴訟について

事務長 宇川賢彦

この間、広報誌上でもお知らせしてきた仲間たちの工賃に係る消費税の更正請求は、名古屋国税局不服審判所で審理が行われていましたが、残念ながら2022年2月10日に審査請求を棄却する旨の裁決がなされました。

私たちとしては、「仲間たちの労働の価値が認められない国税不服審判所による不当な裁決」と捉え、訴訟に訴えることを前提に書面などの準備を行ってきました。幸い、原山法律会計事務所の協力を得ることができ、7月19日に提訴。10月5日には第1回口頭弁論が行われました。

私たちが管轄の熱田税務署に、更正請求を行ってから3年余が経過していることから、今回の広報誌上では、提訴までの経過を改めてお伝えすることにします。(今後、広報誌12月号から関連記事の連載を予定しています)

熱田税務署に対する更正請求と再調査請求

○更正請求

・2019年5月30日付で管轄の熱田税務署に対し、ゆたか福祉会として2013年度～2018年度分として納付した5年分の消費税の内、仲間たちの工賃部分に該当する消費税の更正請求(税の還付請求)を行いました。

これが今回の消費税と仲間の工賃の扱いをめぐる問題の出発点となります。

・しかし、同年10月15日付けで、税務署より当法人が行った更正請求については、「更正請求に対して更正をすべき理由がない旨の通知書」が届きました。

○再調査請求

・税務署の決定について不服があれば、再調査を求める制度がある為、2020年1月10日には、同税務署に対し再調査の請求を行いました。また同時に、仲間たち・家族関係者で緊急に集めた1000名分の請願書を提出。仲間たち・家族の代表が税務署に出向き、意見を直接伝える請願行動も行いました。

・これらの取り組みを行いました。決定が是正されることなく税務署から同年4月9日付けで、私たちが求めた再調査の棄却の通知が届きました。

国税不服審判所に審査請求

管轄の税務署(熱田税務署)の決定が是正されない場合、上級の機関である「国税不服審判所」への審査請求を行うことができる為、2020年6月2日付で審査請求書を提出し、審理が開始されました。同年11月13日には、口頭意見陳述が開催され、ゆたか福祉会は理事長と富田税理士が意見陳述を行いました。(熱田税務署・国税担当者からの意見表明はありませんでした)

その後私たちからは、意見書・追加の証拠書類の提出などを行い、2022年2月10日に審理が終了しました。

国税不服審判所の裁決は、審査請求の棄却という結果となり、私たちはこれを不服として裁判所への提訴という現在までの経過となっています。



仲間たちの工賃に係る消費税の更正請求訴訟について

No.2

事務長 宇川賢彦

何故、消費税更正請求を行ったのか

11月号でも説明をしましたが、私たちは2019年5月30日付で管轄の熱田税務署に対し、それまで納めていた、消費税の一部（工賃の部分）の返還を求める請求（更正請求）を行いました。

そのきっかけとなったのは、同年4月に発行された「週間税務通信」という税理士向けの専門誌に、元国税局消費税課長補佐という肩書の方の文書が掲載されていたことでした。その内容は就労継続支援B型の利用者に支払う「工賃」が、消費税の仕入税額控除（納付する消費税から差引く金額）の対象になるか？という問いに対し、B型事業所で支払っている「工賃」は「役務の提供の対価」に該当する為、「仕入税額控除」で良いという回答でした。

ゆたか福祉会では、この前年度から「工賃」の支払額を「仕入税額控除」として計算し、消費税を納税していました。この記事が紹介されたことで、改めて私たちの消費税の納税方法が正しいと確認できたことから、前年まで誤って納めていた消費税額を更正請求（修正）して、払いすぎていた消費税を、返還してもらおう手続きを準備していました。（時効がある為、過去5年分の修正だけ）

仲間の工賃が「役務の提供の対価」でない、否定されたことを受けて

ところが、翌月に発行された同「週間税務通信」の記事には、同じ元消費税課長補佐が驚くことに、前言をひるがえし、「就労継続支援B型事業所」で支払っている「工賃」は「役務の提供の対価」ではないと述べ、「仕入税額控除」の対象にはならないと、訂正記事を投稿していたのでした。

その記事は、氏が前号で説明した内容とは全く違う論理を展開し、障害者の労働の価値を全く否定する内容でした。この説明は、もちろん私たちが同意できる内容ではありませんでした。しかもこの「週間税務通信」という機関誌が、全国の税理士の皆さんが目にする影響力のある専門誌であり、「黙って見逃しておくべきではない」という思いを強くしました。このような経緯もあり、私たちは2018年から遡った5年分の消費税の更正請求を、管轄する熱田税務署に行ったのでした。

仲間たちの労働の意味を問う訴訟

更正請求をした後の税務署の対応は、広報誌11月号で報告した通りです。名古屋国税不服審判所でも私たちの主張は認められず、請求は棄却されました。これらを受け訴訟に訴えるかどうかについて、

私たちは法人理事会を中心に検討をしました。仲間たち（障害者）が作業所で働いてもらっている「工賃」は「役務の提供の対価」ではないというのが、当該税務署と国税不服審判所の対応です。

「役務の提供」の「役務」を国語辞典で引くと「他人のために行う労働」と解説しています。「役務の提供」を否定している税務署等の対応は、結果的に仲間たちの労働を社会に貢献していない価値のない行為としか見ていないこととなります。

このことを私たちが認めるわけにはいかないというのが、訴訟にまで訴えている一番の理由です。仲間たちの真剣に働いている姿に日々接している者として、問題提起するのは当然と考えます。作業所で働く仲間たちは、労働者としては認められず、労働法規の適用から外され、社会的にも様々な不利益を受けています。このような状況下で、消費税法からも仲間たちの労働が排除されるのを黙って見過ごすことは出来ません。

実は、この就労継続支援B型の「工賃問題」は、全国一律の対応ではなく、各地の税務署によって判断は分かれています。実際、「工賃」を「役務の対価の提供」として認めている税務署もあります。前述の元消費税課長補佐の記事も含め、税金を扱っている専門家と言われている人たちに對しても、仲間たち（障害者）の労働の意味を法的に問う訴訟として、社会的にも意義のあるものと捉えています。

消費税の更正請求で何が争われているか 究極の目的は障害者の基本的人権確立

顧問 富田偉津男

1 税務署との争点

争点は①障害者総合支援法(以下支援法という)政令「人員設備運営基準」(以下基準という)第85条等工賃規定の解釈、②工賃は役務(労働)の対価か、否か、の2点です。

2 基準の工賃規定、 税務署のでたらめ解釈

工賃規定は基準第85条(生活介護)、第184条(就労移行支援)で第85条準用、第192条第3項(就労継続支援A型)(以下A型という)第201条(就労継続支援B型)(以下B型という)で以下のように定められています。

「利用者に、生産活動に係る事業収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額(以下相当額という)を工賃として支払わなければならない。」

税務署はこの条文を、(イ)相当額を利用者の作業量や作業時間で異なることなく、利用者人員で割って均等に分配するものである。(ロ)生産活動により工賃を支払う場合でも、その支払いは

福祉サービスの一環であると解釈しています。

各就労支援サービスの工賃規定を、素直に読めば収入から経費を控除した額の相当額は、すべて工賃に支払うことが規定されていると読めます。基準第192条第6項の就労支援事業経費として支給される訓練等給付費を工賃に充ててはならないという規定を併せ見ると、生産活動収益はすべて工賃として支払い、就労支援事業経費に充ててはならないと解釈するのが正解です。

利用者の作業量や作業時間を無視して、すべて均等に作業従事障害者の人員で割って支払うという解釈はどこから出てくるのでしょうか。

(実はこの解釈は税務署の「再調査決定書」によれば、厚生労働省福祉課担当者の「証言」がその根拠となっており、法律の「文理解釈」等によるものではありません。

再調査決定書という法的文書に、法的には全く無効な氏名不詳、聴取日時不詳者の証言を根拠に、工賃は均等に分配するものと記載した決定的誤りを犯しています。

一般就労に向けての訓練の場であるB型事業所で就労し、働いても働かなくても工賃は均等に支

払われるとしたら、障害者のモチベーションが上がるはずがありません。

そしてこの解釈の根源は障害者の蔑視からくるものです。障害者は福祉サービスの受給者であり、労働能力や意識も高くないので、工賃は均等でも文句を言う立場にないという障害者観に基礎を置く人権侵害の解釈です。

(ロ)の工賃は福祉サービス一環としての支払論は全く成り立ちません。支援法は福祉サービス等を定めています。現金等を支給する法律ではありません。税務署は勝手に利用者の働きに応じて支払われている工賃を「サービスの一環としての支払」に変えるという、およそ法治国家になじまない手段をとっており許されるものではありません。

3 税務署の工賃の役務対価 否定論は成り立たない

①工賃の対価性を法律は認めている

社会福祉に関しては、社会福祉法、障害者総合支援法、同政令(人員・設備・運営の基準)、同省令(社会福祉法人会計基準)等の法律が定めら

(表2) 就労支援事業製造原価明細書

自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日

勘定科目	合計	〇〇作業	△△作業
I 材料費			
1. 期首材料棚卸高			
2. 当期材料仕入高			
計			
3. 期末材料棚卸高			
当期材料費			
II 労務費			
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			
3. 就労支援事業指導員等給与			
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入			
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用			
6. 法定福利費			
当期労務費			
III 外注加工費			
(うち内部外注加工費)			
当期外注加工費			
IV 経費			
1. 福利厚生費			
2. 旅費交通費			

れています。この全体を見ないと工賃の意義は理解できません。支援法の政令にて生産事業で生じた収益は、すべてそれに従事した障害者に工賃として支払うことが規定され、社会福祉法は第45条二十七で、省令で定める社会福祉法人会計基準により、貸借対照表及び付属明細書を作成し

なければならぬと規定しています。会計基準第30条は付属明細書として「就労支援事業製造原価明細書」の作成を義務付けています。その製造原価明細書別紙3(16-2)の様式が示され、II労務費の項目2で利用者賃金、同工賃が定められている。そしてこの製造原価明細書等により、法律の定めに従い生産事業収益がすべて利用者を支払われているかを確認します。

法定されており、免除該当者以外はB型事業所等の利用者と同一ように支払義務があり、利用料の有無は役務提供の対価の尺度になりません。支援法第5条第14項により上A型B型も一般就労に向けて支援サービスが行われており、B型事業所のみが訓練対象者ではありません。R3・6・28社会保障審議会障害者部会資料P21(就労系障害福祉サービスの利用又は一般企業への就職迄)によれば支援の流れイメージ図で明確になっています。

②就労支援事業利用者はA型事業所を含め利用料を支払っている。税務署は、B型事業所等の利用者は(イ)就労のための訓練、(ロ)利用料を支払っている等から雇用契約もなく請負・委任等の契約はないから、工賃は剰余金の分配だと断じています。そしてB型事業所等の利用者は利用料を支払っており、サービスの受給者であることを強調しています。しかしA型事業所も利用料は

③就労と工賃は利用契約で規定されている。利用者と事業所は就労支援サービスの開始にあたり、利用契約書を交わし、サービス内容で生産活動の機会の提供を定め、第6条で生産活動と工賃の支払いを規定しています。A型事業所は雇用契約に基づく就労の機会の提供、一般就労に必要な知識、能力向上に必要な訓練を行うと明記されている。

このようにA型、B型等の利用者は、利用契約書により就労するのであって、雇用契約の有無によつて就労の実態は変わりなく、雇用契約の有無は役務対価否定の根拠になりません。

②就労支援事業利用者はA型事業所を含め利用料を支払っている。税務署は、B型事業所等の利用者は(イ)就労のための訓練、(ロ)利用料を支払っている等から雇用契約もなく請負・委任等の契約はないから、工賃は剰余金の分配だと断じています。そしてB型事業所等の利用者は利用料を支払っており、サービスの受給者であることを強調しています。しかしA型事業所も利用料は

消費税の更正請求で何が争われているか 法律が認めた工賃の役務（労働）の対価性

顧問 富田偉津男

4 工賃の役務対価性は 租税特別措置法で認めている

① 工賃は役務対価の法的根拠

社会福祉事業の消費税は非課税です。しかし障害者支援施設で行われている生産活動は課税事業です。国税庁・税務署は就労支援継続A・B型等（以下A型、B型）の就労支援事業で行われる生産活動は一般営利事業とみなし原則として法人税、消費税を課税します。

事業必要経費の仕入材料の他、営業経費が課税仕入れとして売上げに係る消費税収入から控除して消費税納税額を計算します。税務署は「工賃は利益の分配金等」であるため課税仕入れにならないとしています。

ところが国税庁はタックスアンサーNo.1810で「家内労働者等の必要経費の特例」（租税特別措置法第27条の解説）を発行し、「家内労働者等とは外交員、集金人等の他特定の者に対して継続的に役務の提供を行うことを業務とする人を

いう」と説明しています。

松山税務署は、松山市年金課の質問に対し「就労継続B型等で得た収入は雑所得扱いになり、家内労働者等の計算の特例を適用できる」と回答しています。つまり松山税務署はB型等の就労支援事業の生産活動に従事する利用者は、特定の者に継続して役務の提供を行う人とみなし、家内労働者扱いとしました。これは一般に各税務署で行われている処理です。この場合の特定の者はゆたか福祉会を指し、業務をする人は利用者である障害者をいいます。

従って事業者が家内労働者等に支払う役務の対価である工賃（受取る側は雑所得）は、消費税法上の課税仕入れとなります。

法律やその解説であるタックスアンサー等をまとめると、雇用契約を結ぶA型以外の就労支援事業に従事する障害者も家内労働者扱いとなり、工賃を支払う側から見れば課税仕入れの対象となります。以上のとおり国税庁の発表した文書から見ても工賃は課税仕入れとなります。

税務署はこうしたことを一顧もしないで、厚生労働省福祉課担当者の意見にすがりついているため、法律から外れ解釈を誤っています。

今回の消費税更正（還付）請求裁判は税務署の誤りをただし、消費税納付額のうち工賃部分を課税仕入れとするよう裁判所に訴えたものです。

② 裁判所への訴状の概要と 被告、原告代理人等

令和4年7月19日付で名古屋地方裁判所民事部に訴状を提出しました。訴訟代理人として原山法律会計事務所へ依頼をしています。訴え内容は以下のとおりです。

① 訴訟物の価額

25,011,695円（還付を求める税額）

② 請求の趣旨

更正（還付）請求に対する理由がない旨の通知処分を取り消すこと

③ 請求の原因

原告（ゆたか福祉会）は障害者総合支援法に規定する就労支援事業を営み、利用者の就労時間、日数、能力等によって支払っている工賃は、役務提供（労働）の対価であるから消費税法上の課税仕入れに該当する。

④ 原告と被告

社会福祉法人ゆたか福祉会と国（熱田税務署長）

⑤ 争点

消費税法の「課税仕入」に該当するためには、工賃が役務の対価であることが条件となるが、税務署は工賃の役務対価性を否認している。

⑥ 主張

各就労支援事業における生産活動は、市場で収益を上げる物品を製造またはサービスの提供を行うための活動であり、障害者の労働は役務の提供である。

③ 工賃の役務対価性を裁判所に認めさせることが勝利のカギ

これまで前月号の1では税務署との争点、2では総合支援法の工賃規定の税務署の解釈のたらしめさについて、そして3で社会福祉法を

じめ福祉関係法令、とりわけ省令の社会福祉法人会計基準で工賃は製造原価であり、対価性を認めていることを立証してきました。

裁判所が私たちの主張である工賃の対価性を認めれば、消費税法上役務の対価は課税仕入れになるので、訴訟物は還付されます。

障害者の人権を侵害している工賃説の（一）利益分配、（二）均等支給（三）福祉の一環としての支給等の税務署の主張は、誤りであることを判決で得ることが勝利のカギです。

5 裁判の進行状況

第1回口頭弁論

裁判長から弁護士に対し法廷でなくZOOM（密室）で裁判を行いたいとの申入れがあったが、10月5日各事業所の所長さんをはじめ20人以上の傍聴者があり、裁判長もこれを見て公開法廷で行うことを決めた。

また国側から、リサイクルみなみ作業所他2件以外の事業所の内容のわかる資料を提出してほしい旨の要請があり、原告（ゆたか福祉会）が11月末までに提出することを定め、次回口頭弁論（以下弁論）を12月1日とした。

第2回口頭弁論

12月1日、原告が補充説明書を提出したので、被告は令和5年2月末までに意見書を提出することを定め、次回弁論を令和5年3月9日とした。

被告（国側）の意見書が次回弁論（令和5年3月9日）までに提出され、双方の主張が出そろったところで具体的な論争が行われることとなります。

国側の訴訟にあたるメンバーは、訟務検事（検察庁から出向）、国税局から訟務官（裁判にあたる税務職員）3〜4人です。訟務官は所得税、法人税、消費税等の各専門家で税法や実務上の取扱いに詳しい職員です。

原告側代理人は、原山法律会計事務所（原山剛三弁護士と、原山剛弁護士で、公認会計士でもある極めて頭脳明晰な弁護士です。そして原告代表は鈴木清覚理事長、補佐人（国側の訟務官に対応）として富田偉津男税理士（ゆたか福祉会顧問）、戸谷隆夫税理士（同監事）の5人が法廷に立ちます。

皆さん!!口頭弁論に参加すると共に傍聴席を「ゆたか」関係者で埋め尽くし勝利しましょう。